

提言5:新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

提言5 1)高い独立性:①政府内の推進組織からの独立性、事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。

【平成24年度までに講じた主な措置】

原子力規制委員会は、これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制等の機能を統合し、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条に規定される委員会として、設置法に基づき、平成24年9月19日に設置された。

設置法には、原子力規制委員会の任務、所掌事務、職権の行使、組織、原子力規制委員会の議決、原子力規制委員会に置かれる審議会等に関する規定が設けられた。また、同法に基づき、原子力規制委員会の事務局として原子力規制庁が置かれ、同庁長官は原子力規制委員会委員長の命を受けて庁務を掌理することとされた。

また、平成24年9月19日の平成24年度第1回原子力規制委員会においては、原子力規制委員会の意思決定のルール、「透明性」、「中立性」の確保等が議論され、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等を策定し、原子力規制委員会そのものだけでなく、各検討チームの議論についても原則公開することを決定するとともに、原子力規制委員会委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談についても情報公開するなど、徹底した透明性を確保することを通じて、中立公正性を確保することとした。

平成24年10月10日の平成24年度第4回原子力規制委員会においては、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」を決定し、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした。

さらに、平成25年1月9日の平成24年度第22回原子力規制委員会において、組織理念について議論し、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」

を、組織の使命として決定した。この使命を果たすため、独立性、実 性、透明性、専門性及び即応性に関する5つの活動原則を掲げた。(表 13)。

表 13 原子力規制委員会の組織理念

原子力規制委員会は、2011年3月11日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

原子力にかかわる者はすべからく高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

使命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。

活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

(1) 独立した意思決定

何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。

(2) 実効ある行動

形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。

(3) 透明で開かれた組織

意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。

(4) 向上心と責任感

常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。

(5) 緊急時即応

いかなる事態にも、組織的かつ即座に対応する。また、そのための体制を平時から整える。

【平成 25 年度に講じた主な措置】

設置法の趣旨を踏まえ、平成 25 年1月に策定した原子力規制委員会の組織理念にのっとり、引き続き、①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限

及びその業務プロセスの確立に取り組むこととしている。

【平成 26 年度に講じた主な措置】

設置法の趣旨を踏まえ、平成 25 年1月に策定した原子力規制委員会の組織理念にのっとり、前年度に引き続き、①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスの確立に取り組むこととしている。

【平成 27 年度に講じた主な措置】

設置法の趣旨を踏まえ、平成 25 年1月に策定した原子力規制委員会の組織理念(表4)にのっとり、前年度に引き続き、①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスの確立に取り組むこととしている。

《国際的な評価の受入れ》

IAEA では、加盟国の要請に基づき IAEA が実施する各種評価(レビュー)の一つとして、原子力規制に関する法制度や組織等を含む幅広い課題について総合的にレビューする総合規制評価サービス(IRRS: Integrated Regulatory Review Service)を実施している。平成 28 年1月 11 日から 22 日にかけて、IRRS ミッションチームが来日し、IRRS ミッションチームによるレビューが行われた。

その後、平成 28 年4月 23 日(日本時間)、IAEA は IRRS 報告書を日本政府に提出した。IRRS ミッションチームは本報告書において、規制組織の独立性、透明性に関して「日本政府は、実効的な独立性及び透明性を有し、権限が強化された新規制機関として原子力規制委員会を設置し、かつ同機関を支援する枠組みを導入した」ことを良好事例の一つとして挙げた。

【平成 28 年度に講じた主な措置】

《国際的な評価の受入れ(独立性・透明性)》

国際原子力機関(IAEA: International Atomic Energy Agency)では、加盟国の要請に基づき IAEA が実施する各種評価(レビュー)の一つとして、原子力規制に関する法制度や組織等を含む幅広い課題について総合的にレビューする総合規制評価サービス(IRRS: Integrated Regulatory Review Service)を実施している。

IRRS ミッションチームは、平成 28 年 1 月 11 日から 22 日にかけて来日し、レビュー

を行い、4月23日(日本時間)に、IRRS 報告書を日本に提出した。

同報告書では、日本の原子力規制が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を取り入れて安全確保上必要な水準に達していることを前提に、更なる改善が求められており、2つの良好事例とともに、13の勧告と13の提言がなされた。同報告書のうち、規制組織の独立性、透明性に関しては「日本政府は、実効的な独立性及び透明性を有し、権限が強化された新規制機関として原子力規制委員会を設立し、かつ同機関を支援する枠組みを導入した」ことを良好事例の一つとして挙げている。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

【平成29年度に講じた主な措置】

《多様なコミュニケーションに関する取組の充実》

原子力規制委員会の設置から5年が経過したことを受け、原子力規制委員会委員が国内の原子力施設を訪問し、現場の状況の把握、地元関係者との意見交換等を行うべく「委員による現地視察及び地元関係者との意見交換」の方針を平成29年度第49回原子力規制委員会(平成29年11月15日)において決定し、現場視察及び地元関係者等との意見交換を行った。

また、原子力規制委員会委員長が、前委員長とともに福島県内の13市町村を訪問し、首長との意見交換を行った。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

【平成30年度に講じた主な措置】

《独立性の確保》

原子力規制委員会は、これまでに引き続き、組織理念の一つである「何ものにもとらわれず、科学的・技術的見地から、公正・中立に、独立して意思決定を行う」ことに基づいて、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行った。

また、平成29年度第49回原子力規制委員会(平成29年11月15日)において決定した「委員による現地視察及び地元関係者との意見交換」の方針に基づいて、平成29年度に引き続き原子力規制委員会委員長及び委員が現場視察及び地元関係者等との意見交換を行った。この取組の一環として、平成30年6月に同委員会委員長

及び委員が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA:Japan Atomic Energy Agency)高速増殖原型炉もんじゅを視察し、福井県敦賀原子力防災センターにおいて、美浜町長、若狭町長、小浜市長、南越前町長等の地元関係者と意見交換を行った。また、同年10月には同委員会委員2名が九州電力川内原子力発電所を視察し、鹿児島原子力防災センターにおいて、鹿児島県知事、薩摩川内市長、阿久根市長、日置市長等の地元関係者と意見交換を行った。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

【令和元年度に講じた主な措置】

《独立性の確保》

原子力規制委員会は、これまでに引き続き、組織理念の一つである「何ものにもとらわれず、科学的・技術的見地から、公正・中立に、独立して意思決定を行う」ことに基づいて、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行った。

また、平成29年度第49回原子力規制委員会(平成29年11月15日)において示した「委員による現場視察及び地元関係者との意見交換」の基本方針に基づき、原子力規制委員会委員が原子力施設を訪問し、地元関係者等と意見交換を行う取組を実施している。この取組の一環として、平成31年4月には、同委員会委員長及び委員が四国電力伊方発電所を視察し、愛媛県オフサイトセンターにおいて、愛媛県知事、伊方町長、八幡浜市長等の地元関係者と意見交換を行った。令和2年2月には、同委員会委員長及び委員が九州電力川内原子力発電所を視察し、鹿児島県原子力防災センターにおいて、鹿児島県知事、薩摩川内市長、阿久根市長、日置市長等の地元関係者と意見交換を行った。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

【令和2年度に講じた主な措置】

《独立の確保性》

原子力規制委員会は、これまでに引き続き、組織理念の一つである「何ものにもとらわれず、科学的・技術的見地から、公正・中立に、独立して意思決定を行う」ことに基づいて、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行った。

また、地元関係者等と意見交換を行う取組については、令和2年度は、12月に、更

田原子力規制委員会委員長及び石渡委員が鹿児島県原子力防災センターにおいて、鹿児島県知事、薩摩川内市長等の地元関係者と原子力施設に関する規制上の諸問題に関して意見交換を行った。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

提言5 2)透明性:①各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。②定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。③推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。④委員の選定は第三者機関に1次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。

【平成 24 年度までに講じた主な措置】

原子力規制委員会の意思決定については、平成 24 年9月 19 日の平成 24 年度第 1回原子力規制委員会において「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を策定した。これに基づき、原子力規制委員会そのもの及び原子力規制委員会に設置される検討チームの議論は原則公開するとともに、インターネット中継を行い、会議資料や議事録も原則公開している。

また、平成 24 年 10 月 10 日の平成 24 年度第4回原子力規制委員会において「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」を決定し、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした。

さらに、原子力規制委員会委員長及び原子力規制庁報道官が定期的に記者会見を行い(それぞれ週に1回、週に2回)、幅広くメディアからの質問に回答することとしている。

原子力規制委員会は、設置法第 24 条の規定に基づき、毎年、国会に対して所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならないこととされており、これを着実に実施することとしている。

また、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」において、原子力規制委員会委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談について、議事概要を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとした。さらに、平成 25 年2月6日の平成 24 年度第 27 回原子力規制委員会において、被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め二人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開すること等を決定した。

原子力規制委員会の委員長及び委員については、設置法第7条において、「委員長及び委員は、人格が高潔であつて、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する」と規定された。

【平成 25 年度に講じた主な措置】

平成 25 年2月6日に改訂された「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等に基づき、原子力規制委員会そのものだけでなく、各検討チームの議論を原則公開するとともに、原子力規制委員会委員長による定例会見及び原子力規制庁定例ブリーフィングを行い、幅広くメディアからの質問に回答すること等を通じて、意思決定の透明性を確保することとしている。

また、国会に対する定期的な報告として、設置法に基づき、平成 24 年度の取組をまとめた原子力規制委員会の年次報告書を作成し、平成 25 年6月に国会に提出した。

「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」(平成 24 年9月 19 日原子力規制委員会決定)に基づき、原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁職員と被規制者等との面談についても情報を公開した。原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁職員と被規制者等との面談については議事要旨を作成し、原則公開した。

【平成 26 年度に講じた主な措置】

原子力規制委員会は、前年度に引き続き、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等に基づき、原子力規制委員会そのものだけでなく、各検討チーム等の議論を原則公開するとともに、週に1回の原子力規制委員会委員長による定例会見及び週に2回の原子力規制庁定例ブリーフィングを行い、幅広くメディアからの質問に回答すること等を通じて、意思決定の透明性を確保することとしている。

また、九州電力(株)川内原子力発電所1・2号炉の設置変更許可処分については、鹿児島県からの要請により、県が主催する5箇所の説明会に参加し、審査の結果について分かりやすい説明を心掛けた。関西電力(株)高浜発電所3・4号炉の設置変更許可の結果については、高浜町からの要請により、審査結果に関するビデオを作成し、高浜町によりケーブルテレビで公表され、また、原子力規制委員会のウェブサイトにも公表した。このほか、地方公共団体からの求めに応じて、地方議会等で審査結果について説明を行った。

さらに、国会に対する定期的な報告として、設置法に基づき、平成 25 年度の取組をまとめた原子力規制委員会の年次報告書を作成し、平成 26 年6月3日に国会に提出した。

加えて、前年度に引き続き、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁職員と被規制者等との面談について議事要旨を作成し、原則公開した。

なお、原子力規制委員会委員長及び委員については、設置法第7条において、「委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。」と規定されており、新委員である田中知委員及び石渡明委員についても、両議院の同意を得て、平成 26 年9月 19 日に内閣総理大臣に任命された。

【平成 27 年度に講じた主な措置】

《国際的な評価の受入れ》(再掲)

IAEA では、加盟国の要請に基づき IAEA が実施する各種評価(レビュー)の一つとして、原子力規制に関する法制度や組織等を含む幅広い課題について総合的にレビューする総合規制評価サービス(IRRS)を実施している。平成 28 年1月 11 日から 22 日にかけて、IRRS ミッションチームが来日し、IRRS ミッションチームによるレビューが行われた。

その後、平成 28 年4月 23 日(日本時間)、IAEA は、IRRS 報告書を日本政府に提出した。IRRS ミッションチームは本報告書において、規制組織の独立性、透明性に関して「日本政府は、実 的な独立性及び透明性を有し、権限が強化された新規制機関として原子力規制委員会を設立し、かつ 機関を支援する枠組みを導入した」ことを良好事例の一つとして挙げた。

《意思決定の透明性の確保》

原子力規制委員会は、前年度に引き続き、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等に基づき、原子力規制委員会そのものだけでなく、各検討チーム等の議論を原則公開するとともに、週に1回の原子力規制委員会委員長による定例会見及び週に2回の原子力規制庁定例ブリーフィングを行い、幅広くメディアからの質問に回答すること等を通じて、意思決定の透明性を確保することとしている。

また、国会に対する定期的な報告として、設置法に基づき、平成 26 年度の取組をまとめた原子力規制委員会の年次報告書を作成し、平成 27 年6月9日に国会に提出した。

さらに、前年度に引き続き、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁職員と被規制者等との面談について議事要旨を作成し、原則公開した。

加えて、前年度に引き続き、高浜発電所3,4号炉の原子炉設置変更許可の審査結果について、立地自治体である福井県が設置した専門委員会等の場において説明するとともに、隣接する京都府内の7市町で開催された住民説明会等においても説明を行った。また、平成 27 年7月 15 日の伊方発電所3号炉の原子炉設置変更許可後には、立地自治体である愛媛県及び伊方町が設置した専門委員会等の場において、審査結果について説明するとともに、愛媛県内の6市で開催された住民説明会等においても説明を行った。審査結果の説明にあたっては、一般の方々が理解しやすいように絵や写真を用いた審査結果の概要資料を作成し、説明を行うとともに、当該資料を原子力規制委員会のウェブサイトにおいて公表した。

また、原子力規制委員会委員長は、平成 27 年 10 月、8日間にかけて福島県を訪問し、14 市町村の首長と面会を行い、東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の現状等を説明し、意見交換を行った。

このほか、前年度に引き続き、主要な原子力施設を保有する事業者の経営責任者等との意見交換を行った。平成 27 年 10 月には、それまでの意見交換の総括を行い、今後意見交換を継続していくにあたっては、事業者側から提案された議題等を含め、極力制限を設けずに意見交換を行うこととし、この方針の下、平成 28 年2月から、2事業者と意見交換を行い、事業者側から提案された議題についても意見交換を行った。

なお、原子力規制委員会委員長及び委員については、設置法第7条において、「委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。」と規定されている。平成 27 年9月 19 日に内閣総理大臣に任命された更田委員(再任)及び伴委員についても、両議院の 意を得た上で任命された。

【平成 28 年度に講じた主な措置】

《国際的な評価の受入れ(独立性・透明性)》(再掲)

IAEA では、加盟国の要請に基づき IAEA が実施する各種評価(レビュー)の一つとして、原子力規制に関する法制度や組織等を含む幅広い課題について総合的にレビューする IRRS を実施している。

IRRS ミッションチームは、平成 28 年 1 月 11 日から 22 日にかけて来日しレビューを行い、4 月 23 日(日本時間)に、IRRS 報告書を日本に提出した。

同報告書では、日本の原子力規制が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を取り入れて安全確保上必要な水準に達していることを前提に、更なる改善が求められており、2つの良好事例とともに、13 の勧告と 13 の提言がなされた。同報告書のうち、規制組織の独立性、透明性に関しては「日本政府は、実効的な独立性及び透明性を有し、権限が強化された新規制機関として原子力規制委員会を設立し、かつ同機関を支援する枠組みを導入した」ことを良好事例の一つとして挙げている。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

【平成 29 年度に講じた主な措置】

《多様なコミュニケーションに関する取組の充実》(再掲)

原子力規制委員会の設置から5年が経過したことを受け、原子力規制委員会委員が国内の原子力施設を訪問し、現場の状況の把握、地元関係者との意見交換等を行うべく「委員による現地視察及び地元関係者との意見交換」の方針を平成 29 年度第 49 回原子力規制委員会(平成 29 年 11 月 15 日)において決定し、現場視察及び地元関係者等と意見交換を行った。

また、原子力規制委員会委員長が、前委員長とともに福島県内の 13 市町村を訪問し、首長との意見交換を行った。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

【平成 30 年度に講じた主な措置】

《透明性の確保》

原子力規制委員会は、平成 30 年度第 13 回原子力規制委員会(平成 30 年6月6日)において、審査の透明性向上に向けた対応策について議論し、公開の会合に先立って実施する被規制者等との面談について、許可及び認可に係る審査の取扱いを整理し、透明性の一層の向上のための改善を行うこととした。許可に係る審査につい

ては、審査会合前の被規制者等との面談を最低限にとどめ、認可に係る審査については、一定期間ごとに公開の審査会合を開催し、事業者に状況を報告させる等の改善を行うこととした。平成 30 年度第 38 回原子力規制委員会(平成 30 年 10 月 31 日)及び第 45 回原子力規制委員会(平成 30 年 12 月 5 日)においては、被規制者との会議、面談等の公開に関する基本的な考え方について議論し、被規制者等との面談のより詳細な内容を公開すべく方法を検討し、平成 31 年 4 月から試行することとした。

国内外の事故・トラブルに係る情報、審査から得られた知見、学術的な調査研究から得られた知見等について、規制対応を要するか否か等を検討するために、原子力規制委員会委員の参加を得つつ、原子力規制庁において技術情報検討会を開催してきている。同検討会では、海外規制機関から非公開を前提に入手した資料などを用いて議論することが多かったため、従来、会議自体は非公開で実施し、可能な範囲で資料及び議事概要を公開することにより透明性を確保してきた。他方で、会合の重要性や一層の透明性確保が重要であることを踏まえ、原則として会議を公開することとし、不開示情報を扱う場合又は検討会が公開しないことが適当であると判断した場合に限り、非公開とする運用に変更した。本方針については、平成 30 年度第 10 回原子力規制委員会(平成 30 年 5 月 23 日)で報告し、同年 6 月から同検討会を公開会合とする運用を開始した。

また、平成 29 年度第 49 回原子力規制委員会(平成 29 年 11 月 15 日)において決定した「委員による現地視察及び地元関係者との意見交換」の方針に基づいて、前年度に引き続き原子力規制委員会委員長及び委員が現場視察及び地元関係者等と意見交換を行った。この取組の一環として、平成 30 年 6 月に同委員会委員長及び委員が JAEA 高速増殖原型炉もんじゅを視察し、福井県敦賀原子力防災センターにおいて、美浜町長、若狭町長、小浜市長、南越前町長等の地元関係者と意見交換を行った。また、同年 10 月には同委員会委員 2 名が九州電力川内原子力発電所を視察し、鹿児島原子力防災センターにおいて、鹿児島県知事、薩摩川内市長、阿久根市長、日置市長等の地元関係者と意見交換を行った。(再掲)

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

【令和元年度に講じた主な措置】

《透明性の確保》

原子力規制委員会は、審査の透明性の向上のための取組として、平成 30 年度第

38回原子力規制委員会(平成30年10月31日)及び第45回原子力規制委員会(平成30年12月5日)における、被規制者との会議等の公開に関する基本的な考え方についての議論を踏まえて、被規制者等との面談の自動文字起こし結果公開の試運用を平成31年4月より開始し、公開の対象となる面談等の規模を拡大した本格的な運用を令和2年2月より開始した。令和元年度においては、自動文字起こしによる486件の議事録をホームページに掲載した。

また、原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る継続的な調査・分析のための現場保存の指示と、廃炉作業に係る指示が、現場で作業を行う東京電力の混乱・支障となることを避けるため、資源エネルギー庁、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力ホールディングス、日本原子力研究開発機構その他関係機関との連絡・調整会議を随時公開で開催することにより、透明性の確保を図った上で双方の作業の方針や実施計画を共有確認し、統一された認識のもと、それぞれの指示を整合させることとした。令和元年度には、「福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議」を3回開催した。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

【令和2年度に講じた主な措置】

《透明性の確保》

原子力規制委員会は、審査の透明性の向上のための取組として、平成30年度第38回原子力規制委員会(平成30年10月31日)及び第45回原子力規制委員会(平成30年12月5日)での、被規制者との会議等の公開に関する基本的な考え方についての議論を踏まえて、平成31年4月から被規制者等との面談の自動文字起こし結果公開の運用を行い、令和2年度は自動文字起こしによる議事録を、374件原子力規制委員会ホームページに掲載した。

また、原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る作業と廃炉作業の適正な実施に必要な調整等の透明性の向上を図るため、資源エネルギー庁、原賠機構及び東京電力を始めとした関係機関との連絡・調整会議を令和元年度から随時開催することとし、令和2年度は、福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を3回開催した。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)提言5-3)専門能力と職務への責任感:①新しい既成組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、

また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。②外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運用、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。③新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターンルール」を当初より、例外なく適用する。

【平成 24 年度までに講じた主な措置】

専門的知見を有する職員の育成が不可欠であるとの認識の下、①法律上の資格が必要とされる原子力保安検査官、原子力防災専門官等に対する原子力安全規制に関する専門研修、②実物大の機器・設備を用いた検査実習や模擬試験装置を使った異常事象の発生メカニズムや計測方法等を習得する実技研修、③実機のプラントシミュレータを用いた重大事故(シビアアクシデント)対応も含めた運転制御の実習等基礎知識の習得から専門性の向上を図るための研修を実施した。また、原子力工学に関する知識の維持・向上を図る観点から、大学院レベルのテキストを用いた講義の実施等の新たな取組を開始した。さらに、職員一人一人の意識を高めるための取組として、国としての危機管理の在り方についての講演会、品質管理に関する講演会を実施した。

また、国内の関連大学院へ原子力規制庁職員3名を派遣し、米国原子力規制委員会(NRC)等の海外の原子力規制機関や国際原子力機関(IAEA)等の国際機関への職員の派遣に向けた準備も進めた。

さらに、専門的な知見や経験を有する者を原子力規制庁発足時及び年度途中においても13人採用するとともに、平成25年度以降を見据えた新卒・中途採用の活動を開始するなど、人材の確保のための取組に着手した。

また、独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「原子力安全基盤機構」という。)が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに原子力安全基盤機構を廃止するものとし、原子力安全基盤機構の職員である者が原子力規制庁の相当の職員となることを含め、このために必要となる法制上の措置を速やかに講ずるものとする。このほか、原子力利用における安全の確保に関するより効率的かつ効果的な規制が行えるよう、独立行政法人その他の関係団体の組織及び業務の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。平成25年3月27日の平成24年度第34回原子力規制委員会においては、原子力規制委員会の事務局である原子力規制庁と原子力規制委員会の技術支援機関である原子力安全基盤

機構との間で、基準策定や審査・検査、安全研究等の原子力規制に直接的に関係する業務に加え、人事交流・研修等の人材育成等についても連携強化を進めていくことを決定した。

さらに、新しい規制機関としての組織の在り方、規制活動への取組等を含む全般的な課題について広く国際的な知見を反映させることが重要との観点から、原子力規制委員会は、海外の経験豊富な有識者からの助言を得ることを目的に、米国、英国及びフランスの規制機関のトップとしての活動歴を持つ3名の有識者を「国際アドバイザー」に委嘱し、平成24年12月14日に東京で原子力規制委員会との意見交換会を開催した(表14)。その際、国際アドバイザーからは、継続的に安全性の向上を目指す安全文化を醸成する上での規制当局の役割と事業者の役割や、国民からの信頼を回復するための規制当局としての活動の在り方について意見が述べられた。

表14 国際アドバイザー

アンドレ・クロード・ラコスト André-Claude Lacoste	フランス原子力安全機関(ASN: Autorité de sûreté nucléaire)前委員長 2007年のIAEAによる対日総合規制評価サービス(IRRS(Integrated Regulatory Review Service))団長
リチャード・メザーブ Richard A. Meserve	米国原子力規制委員会(NRC: Nuclear Regulatory Commission)元委員長 IAEA国際原子力安全諮問グループ(INSAG: International Nuclear Safety Group)議長 国会事故調査委員会における参考人
マイケル・ウェイトマン Michael Weighman	英国原子力規制機関(ONR: Office for Nuclear Regulation)前機関長 IAEA福島第一原子力発電所事故調査専門家チーム団長

※肩書きは、平成25年3月31日時点

今後、特に重要な課題は、国際的にも通用する人材の確保・育成であり、専門的知見を有する人材育成に必要なカリキュラム開発等を進め、研修制度の充実を図るだけでなく、海外の原子力規制機関への職員派遣についても検討することとしている。また、海外の原子力規制機関等とも引き続き積極的に意見交換を行う方針である。

ノーリターンルールについては、設置法附則第6条第2項において、「原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、原子力規制庁の幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、

原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととする。ただし、この法律の施行後5年を経過するまでの間において、当該職員の意欲、適性等を勘案して特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。」と規定されており、同項の趣旨を踏まえて対応している。

【平成 25 年度に講じた主な措置】

平成 25 年 9 月に原子力の安全確保のため、平成 25 年度追加措置として審査官 18 名の定員増を実施した。その後も、平成 26 年 3 月に、平成 25 年度補正予算措置として、独立行政法人原子力安全基盤機構の統合分の 399 名に加え、原子力規制委員会の純増分として 81 名の定員を措置した(審査・検査関係:52 名、東京電力福島第一原子力発電所事故対応関係:10 名、原子力防災・モニタリング関係:19 名)。平成 26 年 3 月 1 日、独立行政法人原子力安全基盤機構との統合を機に、原子力規制委員会職員の専門性の向上に向けた人材育成機能を抜本的に強化すべく原子力規制委員会に施設等機関「原子力安全人材育成センター」を設置した。

東京大学専門職大学院、IAEA 等の国際機関や、米国原子力規制委員会(NRC: Nuclear Regulatory Commission)に職員を派遣した。これに加え、さらに1名を NRC へと派遣するよう手続を進めるなど、原子力規制分野でのグローバルな人材交流を進めている。

原子力規制委員会の新卒採用については、意欲ある優秀な職員確保のため、例年 6 月下旬から行われる夏の官庁訪問に加え、他の技術系官庁と同様に春の官庁訪問も実施した。また、国家公務員試験一般職試験合格者からの採用に加え、原子力規制庁独自の「原子力工学系職員採用試験」を創設し、原子力工学等を専攻した学生を積極的に採用(平成 26 年 3 月 20 日に受験案内を提示し、今夏に試験実施)することとしている。また、原子力規制委員会が強化すべき技術研究・技術調査業務を担当する研究職員を公募した。実務経験者についても、新規制基準への適合性審査、現場の施設に対応した検査、自治体との対話を密にして原子力防災対策を行う職員等を対象として 80 名を目標に採用を行うこととしている。こうした採用にとどまらず、今後、原子力規制委員会において人材育成の基本方針を定め、これに基づき、研修の体系、人材育成・研修に係る制度・環境の整備等を行い、人材育成を着実に進めることとしている。

また、ノーリターンルールについては、設置法附則第 6 条第 2 項において、「原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性

を確保する観点から、原子力規制庁の幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととする。ただし、この法律の施行後五年を経過するまでの間において、当該職員の意欲、適性等を勘案して特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。」と規定されている。原子力規制委員会の発足から平成 26 年4月1日までの原子力規制委員会から他省庁等への転出職員総数は 132 名で、うち経済産業省へは 59 名が、文部科学省へは 45 名が転出している。このうち例えば、経済産業省本省へ転出した技術系職員数は 13 名であり資源エネルギー庁への転出者はいない。原子力規制庁には、現在のところ若手を中心に出向元への異動を希望する職員も多く、また、時間をかけて適性等を見極めるべき職員も多く存在している。原子力規制庁としては、人材育成プロセスや処遇の充実、独自の職員採用等を行い、原子力規制委員会の独立性を確保し、意欲と専門能力を持った職員が確保できるよう、引き続き取り組むとともに、こうした取組の進捗状況を原子力規制庁から他省庁への転出状況も含め定期的に公表し、国会事故調の提言を踏まえた改善につなげていくこととする。

【平成 26 年度に講じた主な措置】

原子力規制委員会は発足以来、民間等の実務経験者や将来原子力規制行政を担う若手職員等の確保に努めてきた。これまで、優れた知識・技能を有する実務経験者や将来の原子力規制行政を担う新人職員合わせて 100 人を超える職員を採用しており、平成 26 年度以降は、民間から実務経験者の採用について、平成 27 年4月1日までに 57 名を、また、将来原子力規制行政を担うこととなる新規採用者について、22 名を採用した。

また、職員の人材育成に係る基本理念や人材育成の施策の大枠を明確にするため、平成 26 年6月 25 日に「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」を策定し、平成 26 年9月3日に「職員の人材育成に係る施策の進め方について」を原子力規制委員会で承認した。この基本方針等にのっとり、平成 26 年3月に新たに原子力規制委員会に設置した原子力安全人材育成センターを活用し、人材育成・研修に係る施策を推進することとした。具体的には、まず、職員の力量向上に向け、ベテラン職員から若手職員等で高度な知識等を計画的に伝承していくための制度、職員の力量を管理するシステムの導入、研修用プラントシミュレータの開発・整備等を開始した。また、原子力規制事務所での業務経験を含む新人職員の導入教育をはじめとして、職員向けに各種研修プログラムを設け、訓練設備を用いた実践的な研修や国際性向上

に資する研修等を計画的に実施した。特に、検査官・防災専門官を対象とした実物大の模擬試験装置を使った実技研修、実機を模擬した原子炉シミュレータでの重大事故(シビアアクシデント)対応も含めた運転制御の実習等により、現場における規制能力の向上を推進している。これらの研修プログラムについては、継続的に改善することで、研修を充実させ職員の能力向上に努めている。

また、規制当局の運営、人材、組織における議論の在り方等の原子力規制の向上に向けた取組全般について、平成 24 年度に立ち上げた国際アドバイザーの制度により、今日まで幅広く国際アドバイザー(表 15)と意見交換を実施した。平成 26 年度は、6月と11月に国際アドバイザーが来日し、田中委員長及び各委員と意見交換を行い、その結果として国際アドバイザーからの助言を受け取った(表 16、表 17)。なお、平成 26 年度以降は、国際アドバイザーの了解を得て、書面による助言を公開しており、国民との情報の共有にも努めている。

表 15 国際アドバイザー

アンドレ・クロード・ラコスト André-Claude Lacoste	フランス原子力安全機関(ASN: Autorité de sûreté nucléaire)元 委員長 2007 年の IAEA による対日総合規制評価サービス(IRRS: Integrated Regulatory Review Service)団長
リチャード A・メザーブ Richard A. Meserve	米国原子力規制委員会(NRC)元委員長 IAEA 国際原子力安全諮問グループ(INSAG: International Nuclear Safety Group)議長 国会事故調における参考人
マイク・ウェイトマン Mike Weighman	英国原子力規制機関(ONR: Office for Nuclear Regulation)元 機関長 IAEA 福島第一原子力発電所事故調査専門家チーム団長

※肩書きは、平成 27 年 3 月 31 日時点

表 16 国際アドバイザーからの助言の概要

(平成 26 年 6 月に意見交換、平成 26 年 7 月に助言公開)

項目	助言
①再稼働	再稼働のために正確かつ十分な議論を尽くすことが必要。長期運転停止の影響で、計画どおりに運転できない場合があることへの理解を広めるべき。
②東京電力(株)福島	重大な問題の対処に資源を集中すべきであり、放出基準を満たすタンク貯

第一原子力発電所の廃炉作業	蔵水は放出を開始すべき。
③オフサイトの緊急時対応	福島事故の教訓として、屋内退避は緊急時対応の重要な要素であり得る。
④原子力安全推進協会 (JANSI)	原子力安全の一義的責任は事業者にあり、健全な安全文化の醸成にコミットする必要がある。JANSI は事業者の適切な安全文化の醸成を促すための支援の組織であるべき。
⑤輸出	原子力規制委員会は、輸出に関する安全確認に責任を持つべきでないが、他国の原子力規制機関による安全評価を支援する準備はすべき。

表 17 国際アドバイザーからの助言の概要

(平成 26 年 11 月に意見交換、平成 27 年 2 月に助言公開)

項目	助言
①東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃炉作業	放出基準を満たす汚染水は放出すべきであり、こうした課題について説明を尽くし、実施に向けて努力することが必要。
②原子炉の運転再開	審査は著しく進展。安全な運転再開のためには慎重な対応が必要であることについて、広く理解を得ることが重要。
③組織的課題	原子力規制委員会の見直しについて、透明性や説明責任の観点から初期の活動を包括的に見直すことは適当。他方、規制機関に対する政治的影響力の排除もまた重要であり、国民の信頼回復には、規制機関の明確な独立性の維持が不可欠。さらに、安定した規制体制を構築することの重要性に鑑み、原子力規制委員会の政府内の位置付けの変更がもたらす混乱についても十分考慮されるべき。
④人的資源	原子力規制委員会は依然として人員不足であり、必要な能力を有する職員が単純に足りていないと懸念。質の高い職員の採用を可能にするインセンティブが提供され、ノーリターンルールのような採用への障害が取り除かれるよう望む。これらの問題は原子力規制委員会の一存ではないことを承知。
⑤原子力安全分野と核セキュリティ分野の連携	原子力安全分野に関わる職員と核セキュリティ分野に関わる職員の間で、文化と経歴が異なるという課題はあるが、原子力規制委員会は安全と核セキュリティの両方に責任を負っていることから、適切な統合を確保しなければならない。演習を通じて連携を強化すべき。
⑥地震と津波のリスク	原子力発電所が極端な外部事象(特に地震・津波)に耐えるかは、得られる最良の科学的判断に基づき確認すべき。日本人研究者に加え海

	外専門家の助力も検討の価値あり。
⑦作業員の放射線被ばく	職業線量限度については、国際放射線防護委員会(ICRP: International Commission on Radiological Protection)の推奨を踏まえつつ、適切な措置を講じて有能な作業員の確保を認める べき。

ノーリターンルールについては、設置法附則第6条第2項において、「原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、原子力規制庁の幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととする。ただし、この法律の施行後五年を経過するまでの間において、当該職員の意欲、適性等を勘案して特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。」と規定されており、原子力規制委員会の独立性を確保し、意欲と専門能力を持った職員が確保できるよう、引き続き取り組んでいく。なお、原子力規制委員会では、原子力利用を推進する行政組織の範囲など、規定の運用方針を明確化し、早期に公表することとしている。

【平成 27 年度に講じた主な措置】

《原子力規制委員会の独立性・中立性》

平成 26 年9月、原子力規制委員会設置法附則第5条に定められた3年以内の見直しを行うため、内閣官房において、関係府省等と連携して「3年以内の見直し検討チーム(座長:小里原子力防災担当副大臣、座長代理:福山原子力防災担当大臣政務官)」を開催し、検討を行った。

平成 26 年9月、平成 27 年3月には、原子力防災体制の充実・強化に関する報告を取りまとめ、その内容は順次実施に移されている。

また、平成 27 年9月には、最終取りまとめを行った。そこでは、

- ・ 原子力規制組織の独立性や、原子力利用の規制と推進を担う組織の分離の必要性は、現在においても不変であり、原子力の安全のための取組や判断が、原子力利用の推進の観点から歪められることがあってはならない
- ・ 独立性・中立性の向上のために原子力規制委員会を内閣府へ移管する必要性は見出しがたい

とされた。

併せて、最終取りまとめにおいては、原子力規制委員会が高い独立性・中立性を保ちつつ、その原子力利用に関する安全の確保にしっかりと取り組めるよう、原子力規

制委員会に対し、自らの職員の能力向上に努めるだけでなく、大学等と連携し、原子力安全に高い知識を有する人材の育成に取り組むことが求められた。

《原子力規制委員会の人材確保・育成》

原子力規制委員会は発足以来、民間等の実務経験者や将来原子力規制行政を担う若手職員等の確保に努めてきた。発足以降、平成 28 年 4 月 1 日までに、民間企業等からの実務経験者の採用については 141 名を、また、新規採用者については 74 名を採用した。しかしながら、平成 27 年度末現在、定員 968 名に対し、実員は約 920 名にとどまっている状況であり、人材の確保は大きな課題となっている。引き続き、即戦力となりうる優れた知識や技能を有する職員の募集を積極的に実施していく。

また、職員の人材育成については、平成 26 年 6 月 25 日に策定した「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」等に則って、引き続き職員が担当業務の遂行上必要な力量を計画的に修得できる仕組みの整備、知識管理・技術伝承の取組の推進等を行うとともに研修受講履歴を含む職員の力量を管理するシステムを導入し、これを用いた職員の研修受講履歴の一元的な管理や、検査業務に従事する職員を主な対象として力量管理の試行を開始した。さらに職員に求められる力量等を踏まえ、新規採用職員が 2 年程度で学ぶべき職員共通の基礎知識の再整理及び研修プログラムの見直し、検査官等が受講すべき研修や OJT 等の見直し等、研修体系の見直しを行った。これらの研修プログラムについては、継続的に改善することで、研修を充実させ職員の能力向上に努めている。加えて、平成 26 年度補正予算を用いて発電炉の研修用プラントシミュレータを開発・整備し、これを用いた研修を開始した。また、平成 27 年度補正予算を措置し、同シミュレータに改良型沸騰水型発電用原子炉等の炉型の追加、より実践的な訓練が可能となる設備の付加の開発・整備に着手した。

《国際アドバイザー》

原子力規制委員会では、米国、英国及び仏国の原子力規制機関のトップとしての豊富な経験を有する 3 名の有識者に国際アドバイザー(表 18)を委嘱している。国際アドバイザーとは、これまで様々な機会を捉えて意見交換を行っており、原子力規制委員会の組織の在り方、規制活動への取組の在り方などを含む全般的な課題に関する助言を受けている。また、その対応について、随時、原子力規制委員会で議論している。

平成 27 年度は、11 月に国際アドバイザーが来日し、田中委員長及び各委員との

面談を実施して意見交換を行い、後日、書面による助言を受けている。なお、平成 26 年度以降は、国際アドバイザーの了解を得て、書面による助言を公開しており、国民との情報の共有にも努めている。

表 18 国際アドバイザー

アンドレ・クロード・ラコスト André-Claude Lacoste	フランス原子力安全機関(ASN: Autorité de sûreté nucléaire)元 委員長 2007 年の IAEA による対日総合規制評価サービス(IRRS: Integrated Regulatory Review Service)団長
リチャード A・メザーブ Richard A. Meserve	米国原子力規制委員会(NRC)元委員長 IAEA 国際原子力安全諮問グループ(INSAG: International Nuclear Safety Group)議長 国会事故調における参考人
マイク・ウェイトマン Mike Weigh man	英国原子力規制機関(ONR: Office for Nuclear Regulation)元 機関長 IAEA 福島第一原子力発電所事故調査専門家チーム団長

※肩書きは、平成 28 年 3 月 31 日時点

《国際シンポジウム等の開催》

原子力規制委員会では、我が国の取組を紹介しつつ、原子力安全に係る国際的な知見を集めるため、毎年、原子力安全の様々な分野における国内外の有識者を招き、規制の向上につながる知見の共有や助言を得ている(表 19)。具体的には、平成 27 年 4 月に原子力規制の日米比較、5 月には自然現象(地震・津波等)への対応の在り方に関する国際シンポジウムを開催した。

表 19 国際シンポジウム等の実績

日程	会議名	出席者
平成 27 年 4 月 8 日	「原子力発電所の廃止措置に係る公開 ワークショップ」(於:東京、主催:原子 力規制委員会及び米国 NRC)	外国人有識者:バーンズ NRC 委員長他 NRA 出席者:更田委員、田中 知委員
平成 27 年 5 月 21 日	「国際シンポジウム『原子力安全確保の ための自然現象への対応について』」 (於:東京、主催:原子力規制委員会)	外国人有識者:マクファーレン 教授(前 NRC 委員長) NRA 出席者:更田委員、石渡

		委員
--	--	----

《ノーリターンルール》

平成 27 年9月 30 日の原子力規制委員会において、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織を明確にした、ノーリターンルールの運用方針を決定し、これに基づき適切に人事異動を実施することとした。また、他の部署を経由しての原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換について、原子力規制庁の職員であった者で原子力利用の推進と無関係な部署に配置された者についても、その後の人事異動でも相当の期間原子力の推進に係る行政組織には配置させないなど、関係機関において設置法附則の趣旨を踏まえてその後の配置転換を行うことが必要であることとした。

【平成 28 年度に講じた主な措置】

《原子力規制委員会の人材確保・育成》

原子力規制委員会発足以降、平成 29 年3月 31 日までに、民間企業等からの実務経験者の採用については 185 名を、また、新規採用者については 93 名を採用した。結果として、平成 29 年 1 月 1 日時点における職員数は 955 名、定員充足率 98.7%となり、定員をほぼ充足するに至った。引き続き、即戦力となり得る優れた知識や技能を有する職員の募集を積極的に実施していく。

また、原子力規制を着実に進めていくことを目的として、広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成 28 年度から実施している。平成 28 年度は大学が実施機関となるもの等 13 件の案件を採択した。

職員の専門性の向上のため、「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」（平成 26 年 6 月 25 日原子力規制委員会決定）等に基づき、原子力安全人材育成センターを活用して、力量管理制度の検査官に対する試行及び改善、知識管理・技術伝承の取組の推進等人材の育成に取り組んだ。

また、検査官等が受講すべき研修や OJT 等の見直しを行うとともに、平成 27 年度に整備したプラントシミュレータを用いた研修の本格的な運用を開始した。さらに、新たな検査制度の検討を踏まえ、米国の検査官育成プログラムを参考に、検査官等に対する教育訓練プログラムの整備に着手した。

また、人材育成の一環として、国内外への留学や派遣については、専門職大学院

や国際機関等への職員派遣に加え、平成 28 年度から新たに海外大学院や在外公館（英国大使館）への派遣を行った。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

【平成 29 年度に講じた主な措置】

《原子力規制委員会の人材確保・育成》

原子力規制委員会は、平成 29 年度に、民間企業等からの実務経験者の採用については 34 名を、また、新規採用者については 25 名を採用した。結果として、平成 30 年4月1日時点における職員数は 984 名、定員充足率 95.8%（定員：1,027 名）となった。

また、原子力規制を着実に進めていくことを目的として、広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成 28 年度から実施している。平成 29 年度までに、平成 28 年度採択の 13 件の継続に新規採択5件を加え、18 件の案件を採択した。

また、重大事故等への対応能力向上のためのプラントシミュレータ等を活用した研修を整備し、計画的に実施した。さらに、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号。以下「炉規法等改正法」という。）による新たな検査制度等に的確に対応するため、平成 29 年7月、原子力検査、原子力安全審査、保障措置査察、危機管理対策及び放射線規制の5分野において、高度の専門的な知識及び経験が求められる職に任用するための資格制度を導入するとともに、これに対応した新たな教育訓練体制の整備を行った。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

【平成 30 年度に講じた主な措置】

《原子力規制委員会の人材確保・育成》

原子力規制委員会は、平成 30 年度に、民間企業等からの実務経験者 15 名、新規採用者 25 名を採用した結果、平成 31 年4月1日時点の職員数は 988 名（定員：1,056 名）、定員充足率は 93.6%となった。

また、原子力規制を着実に進めていくことを目的として、広く原子力安全・原子力規

制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成 28 年度から実施しており、平成 30 年度までに 18 案件を採択した。

さらに、平成 30 年度には、原子力検査、原子力安全審査、保障措置査察、危機管理対策及び放射線規制の5分野からなる任用資格のうち基本資格を取得するための教育訓練課程を開始した。それに伴い、規制業務全般の基本的な知識を習得するための研修を充実させた。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

【令和元年度に講じた主な措置】

《原子力規制委員会の人材確保・育成》

原子力規制委員会は、令和元年度に、民間企業等からの実務経験者 33 名、新規採用者 22 名を採用した結果、令和2年3月 31 日時点の職員数は 1,008 名(定員: 1,056 名)、定員充足率は 95.4%となった。

また、原子力規制を着実に進めていくことを目的として、広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成 28 年度から実施しており、令和元年度までに 17 案件を採択した。

さらに、令和元年度には、原子力検査、原子力安全審査、保障措置査察、危機管理対策及び放射線規制の5分野からなる検査官等の任用資格のうち、基本資格を取得するための職員向けの教育訓練課程を平成 30 年度から継続して実施している。

加えて、令和2年4月から開始する新検査制度の本格的運用に対応するため、規制業務全般の基本的な知識を習得するための研修を充実させた上で、現に検査官等として職務を行っている職員を対象に、新検査制度の施行等に必要な研修・試験を行い、原子力検査資格を付与し、必要な検査官等を確保した。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

【令和2年度に講じた主な措置】

《原子力規制委員会の人材確保・育成》

原子力規制委員会は、令和2年度に、民間企業等からの実務経験者 21 名、新規採用者 29 名を採用した結果、令和3年 1 月 1 日時点の職員数は 1,013 名(定員:1,074 名)、定員充足率は 94.3%となった。

また、原子力規制を着実に進めていくことを目的として、広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成 28 年度から実施しており、令和2年度は、平成 28 年度採択の 11 件、平成 29 年度採択の4件に令和2年度採択の4件を加えた計 19 件のプログラムについて大学、研究機関等により実施された。

さらに、原子力検査、原子力安全審査、保障措置査察、危機管理対策及び放射線規制の5分野からなる検査官等の任用資格のうち、基本資格を取得するための職員向けの教育訓練課程を平成 30 年度から継続して実施しており、令和2年度には、受講人数の増加に対応するため、カリキュラム及び指導方法の見直し等を行い、課程の改善・充実化を図った。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

提言5 4)一元化:特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。

【平成 24 年度までに講じた主な措置】

原子力規制委員会は、設置法に基づき、これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制を一元的に担う組織として設置され、平成 24 年 9 月 19 日に発足した(モニタリング実施、放射性同位元素等の使用等の規制及び国際約束に基づく保障措置に係る事務については、設置法附則の規定に基づき、平成 25 年 4 月 1 日から同委員会に一元化。)

特に緊急時の対応については、原子力災害対策マニュアルを見直し、大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を確保した。また、中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点(官邸、緊急時対応センター、オフサイトセンター及び立地道府県庁)をつなぐテレビ会議システム等の通信環境の整備を行った。緊急時の対応体制については、引き続き、様々な防災訓練等を通じて、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを継続的に改定するなどして、防災業務の実施体制や関係省庁との役割分担を見直し、不断に防災体制の強化を図っていくことが必要である。

【平成 25 年度に講じた主な措置】

平成 25 年 4 月 1 日に、モニタリング実施、放射性同位元素等の使用等の規制及び国際約束に基づく保障措置に係る事務について、設置法附則の規定に基づき、文部科学省から原子力規制委員会に一元化された。

設置法附則第 6 条第 4 項に基づき、原子力規制委員会全体として専門性を高めていくため、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案を平成 25 年 10 月に第 185 回臨時国会に提出し、11 月に成立、平成 26 年 3 月に施行された。独立行政法人原子力安全基盤機構の原子力規制委員会への統合に伴い、その業務が移管された。移管された業務の実施に加え、原子力規制委員会での厳格かつ適正な審査・検査や東京電力(株)福島第一原子力発電所対応、原子力防災対策の充実等を確保するため、統合に伴う一時的な業務増へ対応するための定員を含め、原子力規制委員会の定員は、全体で 545 人から 1,025 人に増加した。原子力規制委員会の組

織体制についても、①原子力規制委員会の管理・運営の統括部門と旧独立行政法人原子力安全基盤機構の安全研究部門を中心とした「技術基盤グループ」から成る「長官官房」、③原子炉等規制法に基づく審査・検査や東京電力(株)福島第一原子力発電所対応を行う「原子力規制部」、④事故時の住民避難やモニタリング体制の整備を進めるための「放射線防護対策部」、⑤原子力規制人材の育成を専門的に行う「原子力安全人材育成センター」を設置した。

【平成 28 年度に講じた主な措置】

《政府の危機管理組織の在り方》

原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁の連携等の活動要領を規定している原子力災害対策マニュアルについて、複合災害対策を強化するために平成 27 年度に行った防災基本計画の修正等を踏まえて、12 月 7 日に改訂を行った。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告、防災白書)

【平成 29 年度に講じた主な措置】

《政府の危機管理組織の在り方》

原子力災害対策マニュアルについて、平成 29 年 7 月の原子力災害対策指針の改正等を踏まえて、同年 12 月 26 日に改訂を行った。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告、防災白書)

【平成 30 年度に講じた主な措置】

《政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化》(再掲)

平成 30 年度原子力総合防災訓練を平成 30 年 8 月 25、26 日に関西電力大飯発電所及び高浜発電所を対象に実施した。同訓練の中では、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、自然災害による非常災害対策本部と原子力事故対策本部との合同会議及び非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議を実施し、自然災害への対応と原子力災害への対応の連携について検証した。また、これらの合同会議においては、福井県庁等とのテレビ会議により、現地との連携についても確認した。さらに、両本部の事務局レベルにおいても、事態の進展に応じた避難支援等の

観点から、一体的な運営を行う訓練を実施し、対応力の向上に努めた。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告、防災白書)

【令和元年度に講じた主な措置】

《政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化》(再掲)

令和元年度原子力総合防災訓練を中国電力島根原子力発電所を対象に、令和元年11月8日～10日において原子力総合防災訓練において初めて3日間にわたり開催した。同訓練の中では、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、自然災害による非常災害対策本部と原子力事故対策本部との合同会議及び非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議を実施し、自然災害への対応と原子力災害への対応の連携について検証した。また、これらの合同会議においては、島根県庁等とのテレビ会議により、現地との連携についても確認した。さらに、両本部の事務局レベルにおいても、事態の進展に応じた避難支援等の観点から、一体的な運営を行う訓練を実施し、対応力の向上に努めた。同訓練において、「島根地域の緊急時対応」の取りまとめに向けて、県・市の避難計画に基づく事態の進展に応じた段階的な防護措置を実施・検証し、その実効性を確認した。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告、防災白書)

【令和2年度に講じた主な措置】

《緊急時の情報共有等に資する体制の構築及び通信システム等の活用》

緊急時に迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮が行えるよう、原子力規制委員会や内閣府(原子力防災担当)を中心とした体制の構築や、各拠点(官邸、ERC、オフサイトセンター及び事故が発生した原子力施設等が立地等する道府県の道府県庁)をつなぐテレビ会議システムの利活用などを、継続的に各種訓練や研修に取り入れている。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告、防災白書)

提言5 5) 自律性:本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

【平成 24 年度までに講じた主な措置】

平成 25 年1月9日の平成 24 年度第 22 回原子力規制委員会において、組織理念について議論し、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を組織の使命として決定した。この使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門性及び即応性に関する5つの活動原則を掲げた。また、原子力規制委員会は、毎年度、政策評価を実施し、政策の不断の見直しや改善を行うこととしており、日に政策評価基本計画及び評価の対象となる施策を整理した政策体系を、同年3月27日の平成 24 年度第 34 回原子力規制委員会において平成 25 年度事後評価実施計画を決定した。

今後とも、政策評価基本計画等に基づき、毎年度、外部の有識者の意見も聴きながら政策評価を実施し、PDCA サイクルを通じて業務の自己改善を図るとともに、海外の原子力規制機関等とも積極的に意見交換を行うこととしている。

なお、原子力規制委員会は、設置法第 24 条の規定に基づき、毎年、国会に対して所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならないこととされており、これを着実に実施することとしている。

【平成 25 年度に講じた主な措置】

原子力規制委員会は、毎年度、政策評価を実施し、政策の不断の見直しや改善を行うこととしており、平成 26 年3月に平成 26 年度事後評価実施計画を策定するとともに、独立行政法人原子力安全基盤機構を統合したことを踏まえ、政策体系を見直した。政策評価については、今後、平成 25 年1月に定めた政策評価基本計画を踏まえ、毎年度事後評価実施計画を策定し、外部の有識者の意見も聴きながら政策評価を実施するとともに、適切な年度事業実施計画、予算要求等の PDCA サイクルを確立することとしている。

また、原子力規制委員会の取組について幅広い観点からの意見を伺うべく「有識者と原子力規制委員会との意見交換」を平成 25 年9月に実施した。この他にも、海外の経験豊富な有識者からの助言を得ることを目的に、平成 24 年 12 月に立ち上げた「国際アドバイザー」の制度において、米国、英国及びフランスの原子力規制機関のトップとしての経験を有する3名の有識者と、平成 25 年6月に東京で委員長及び委員との意

見交換会等を実施した。今後、平成 27 年末を目処に、IAEA の総合的規制評価サービス(IRRS)を、平成 27 年春までを目処に、IAEA の国際核物質防護諮問サービス(IPPAS: International Physical Protection Advisory Service)を受け入れ、国際的な評価を受けることとしている。

なお、国会に対する定期的な報告として、設置法に基づき、平成 24 年度の取組をまとめた原子力規制委員会の年次報告書を作成し、平成 25 年6月に国会に提出した。

【平成 26 年度に講じた主な措置】

原子力規制委員会は、設置法の任務を達成し、原子力利用における安全の確保を図ると同時に、品質、セキュリティなど各種のマネジメント要素を効果的に統合したマネジメントシステムを構築するため、平成 26 年9月3日に原子力規制委員会マネジメント規程を決定した。平成 27 年4月1日からの本格運用に向けて、組織理念に基づく中期目標(平成 27 年4月1日から5年間)について平成 27 年2月 12 日の平成 26 年度第 56 回原子力規制委員会において決定し、さらに中期目標に基づく平成 27 年度の年度重点計画について平成 27 年3月 25 日の平成 26 年度第 65 回原子力規制委員会において決定した。

また、原子力規制委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。)に基づき、毎年度、政策評価を実施し、政策の不断の見直しや改善を行っており、平成 27 年2月に平成 27 年度事後評価実施計画を策定するとともに、平成 27 年度政策体系についても中期目標を踏まえ見直した。政策評価については、前年度に引き続き、平成 25 年1月に定めた政策評価基本計画を踏まえ、毎年度事後評価実施計画を策定し、外部の有識者の意見も聴きながら政策評価を実施するとともに、適切な年度事業実施計画、予算要求等の PDCA サイクルを確立することとしている。

さらに、原子力規制委員会は、平成 27 年2月 16 日から平成 27 年2月 27 日までの間、IAEA の国際核物質防護諮問サービス(IPPAS: International Physical Protection Advisory Service)のミッションを受け入れた。IAEA のミッションチームからは、「日本の核セキュリティ体制、原子力施設及び核物質の核物質防護措置の実施状況は、全体として、強固で持続可能なものであり、また近年顕著に向上している。」との見解が示された。今後最終的に示される正式報告書の勧告事項や助言事項について、必要に応じて関係省庁と協議しつつ精査・検討し、既存の取組の継続的な改善の一環として適切な措置を講じることとしている。

このほかにも、海外の経験豊富な有識者からの助言を得ることを目的に、米、英及び仏の原子力規制機関のトップとしての豊富な経験を有する3名の有識者を国際アドバイザーとして委嘱し、安全文化や組織における議論の在り方をも含む原子力規制の向上に向けた取組全般について平成24年度、平成25年度及び平成26年度において、幅広く意見交換を実施した。

なお、国会に対する定期的な報告として、設置法に基づき、平成25年度の原子力規制委員会の取組をまとめた年次報告書を作成し、平成26年6月3日に国会に提出した。

【平成27年度に講じた主な措置】

《マネジメントシステムの本格的な運用と改善》

原子力規制委員会は、業務の品質の維持向上及び安全文化の醸成を目指し、原子力規制委員会マネジメント規程(平成26年9月3日原子力規制委員会決定)に基づくマネジメントシステムについて、平成27年4月から本格的な運用を開始した。また、平成27年度第10回原子力規制委員会(平成27年5月27日)において、「原子力安全文化に関する宣言」を決定し、原子力規制委員会が原子力安全文化の醸成に取り組む姿勢を組織内外に明確に示した。

平成27年度においては、このマネジメントシステムの下、「原子力規制委員会の組織理念」、「原子力安全文化に関する宣言」、「核セキュリティ文化に関する行動指針」、「原子力規制委員会第1期中期目標」、「原子力規制委員会平成27年度年度重点計画」等に沿って業務を実施し、平成27年度第58回原子力規制委員会(平成28年3月2日)において平成27年度年度重点計画の実績・成果について評価を行った。この評価により、次年度に向けた取組等について検討し、「平成28年度年度重点計画」を平成27年度第64回原子力規制委員会(平成28年3月30日)において決定した。

また、平成27年度においては、主にマネジメントシステムの構築状況について内部監査を実施した。さらに、内部監査を強化するため、監査を踏まえた機動的な指導等が図られるように、平成28年度機構要求にて「監査・業務改善推進室」を要求し、平成28年4月1日、長官官房に「監査・業務改善推進室」を設置した。

《政策評価の実施》

原子力規制委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)に基づき、毎年度、政策評価を実施し、政策の不断の見直しや改善を行っ

ており、平成 28 年3月に平成 28 年度事後評価実施計画及び平成 28 年度政策体系を策定した。政策評価については、前年度に引き続き、平成 25 年1月に定めた政策評価基本計画を踏まえ、毎年度事後評価実施計画を策定し、外部の有識者の意見も聴きながら政策評価を実施するとともに、適切な年度事業実施計画、予算要求等の PDCA サイクルを確立することとしている。

《IPPAS 及び IRRS の指摘への対応》

平成 26 年度に受け入れた、IAEA の国際核物質防護諮問サービス (IPPAS: International Physical Protection Advisory Service) ミッションにおける報告書の勧告事項や助言事項への対応については、引き続き関係省庁と協議しつつ、継続的な改善に努めている。

また、平成 28 年1月 11 日から 22 日にかけて IRRS ミッションチームが来日し、IRRS ミッションチームによるレビューが行われた。

その後、平成 28 年4月 23 日(日本時間)、IAEA は IRRS 報告書を日本政府に提出した。IRRS ミッションチームは、本報告書において、「原子力規制委員会が検査の実性を向上させることが可能となるように、関連法令を改正すること」等、改善のための勧告・助言を行った。

原子力規制委員会は、IRRS 報告書の内容を踏まえて、平成 28 年度第5回原子力規制委員会(平成 28 年4月 25 日)において、IRRS において明らかになった課題とこれらの課題への平成 28 年度の対応方針を取りまとめた。

《国際アドバイザー》(再掲)

原子力規制委員会では、米国、英国及び仏国の原子力規制機関のトップとしての豊富な経験を有する3名の有識者に国際アドバイザーを委嘱している。これまで様々な機会を捉えて意見交換を行っており、原子力規制委員会の組織の在り方、規制活動への取組の在り方などを含む全般的な課題に関する国際アドバイザーから助言を受けている。また、その対応について、随時、原子力規制委員会で議論している。

平成 27 年度は、11 月に国際アドバイザーが来日し、田中委員長及び各委員との面談を実施して意見交換を行い、後日、書面による助言を受けている。なお、平成 26 年度以降は、国際アドバイザーの了解を得て、書面による助言を公開しており、国民との情報の共有にも努めている。

《国会への報告》

国会に対する定期的な報告として、設置法に基づき、平成 26 年度の原子力規制委員会の取組をまとめた年次報告書を作成し、平成 27 年 6 月 9 日に国会に提出した。

【平成 28 年度に講じた主な措置】

《マネジメントシステムの本格的な運用と改善》

マネジメントシステムを継続的に改善していくため、IRRS において明らかになった課題を踏まえ、「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」(平成 28 年度第 45 回原子力規制委員会(平成 28 年 11 月 22 日)決定)を策定した。

また、行政機関政策評価法に基づく原子力規制委員会の政策評価について、マネジメントシステムとの連携を図った上で、平成 27 年度実施施策の事後評価、平成 28 年度実施施策の事前分析を行い、平成 28 年 8 月 24 日に評価書を取りまとめた。

また、平成 28 年 4 月から内部監査を行うために原子力規制庁に設置された監査・業務改善推進室では、平成 28 年度に 6 部署に対し内部監査を実施し、国際対応を戦略的に行うための体制づくりや、審査手続きのマニュアル化等の業務改善のための指導等を行った。

《IRRS 及び IPPAS の指摘への対応等》

IAEA では、加盟国の要請に基づき IAEA が実施する各種評価(レビュー)の一つとして、原子力規制に関する法制度や組織等を含む幅広い課題について総合的にレビューする IRRS を実施している。

IRRS ミッションチームは平成 28 年 1 月 11 日から 22 日にかけて来日してレビューを行い、4 月 23 日(日本時間)に IRRS 報告書を日本に提出した。

同報告書では日本の原子力規制が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を取り入れて安全確保上必要な水準に達していることを前提に、その更なる改善が求められており、2つの良好事例とともに、13 の勧告と 13 の提言がなされた。良好事例の一つとして「原子力規制委員会は、自然災害対応、重大事故対策、緊急事態に対する準備、及び既存施設へのバックフィットの分野において東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を日本の法的枠組みに迅速かつ実効的に反映させた」ことが挙げられている。

原子力規制委員会では、IRRS ミッション受入れのために行った自己評価の過程で把握した改善すべき事項を含め、IRRS において明らかになった課題について対応方

針を取りまとめ、検査と執行、放射線源規制・放射線防護及び人材育成・確保を含む31の課題について改善に取り組むこととした。

その一環として、検査制度の改正、放射線源規制・放射線防護の強化等に対応するため、原子力規制委員会の対応を強化するための予算要求を行った。

また、平成26年度に受け入れたIAEAのIPPASから示された勧告事項や助言事項を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、関係する規則の改正等継続的な改善に取り組んでおり、平成28年度第53回原子力規制委員会(平成29年1月11日)において、過去にIPPASミッションを受け入れた国が、勧告事項や助言事項に対する対応の妥当性について評価を得る機会であるIPPASフォローアップミッションの要請を受け入れることを決定した。

さらに、原子力規制委員会委員長は、平成29年2月に、国際アドバイザー(※米国、英国及び仏国の原子力規制機関のトップとしての豊富な経験を有する有識者を原子力規制委員会委員長が指名。)のメザーブ氏と面会し、国際アドバイザーからの助言やIRRSの指摘等を踏まえて新しい検査制度の導入を進めていることなどについて意見交換を行った。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

【平成29年度に講じた主な措置】

《マネジメントシステムの本格的な運用と改善》

① 原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップに沿ったマネジメントシステムの改善

平成28年度に策定した「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」に基づき、平成29年度は、組織文化・安全文化醸成活動として全員参加型研鑽運動の開始、業務品質維持向上活動としてPDCAの統合的な運用等、マネジメントシステムの改善を図っている。

② 原子力規制委員会マネジメント規程に基づくPDCAサイクル等の運用

原子力規制委員会は、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、「原子力規制委員会の組織理念」、「原子力安全文化に関する宣言」、「核セキュリティ文化に関する行動指針」、「原子力規制委員会第1期中期目標」、「原子力規制委員会平成29年度重点計画」等に沿って業務を実施し、平成29年度第68回原子力規制委員会(平成30年2月28日)において平成29年度重点計画に

沿った取組やその成果に関する評価に係る審議を行った。この結果を踏まえ、「原子力規制委員会平成 30 年度重点計画」を平成 29 年度第 75 回原子力規制委員会(平成 30 年3月 28 日)において決定した。平成 29 年度の内部監査については、2部署及び1テーマに対して実施し、新検査制度の運用に向けた原子力規制事務所の業務運営への支援強化や、職員の法制執務に関する能力向上に向けた平成 29 年の法改正の経験・ノウハウ等の活用等の指導を行った。

③ 政策評価法に基づく政策評価

政策評価法に基づく原子力規制委員会の政策評価については、平成 28 年度実施施策の事後評価及び平成 29 年度実施施策の事前分析を行い、平成 29 年度第 32 回原子力規制委員会(平成 29 年8月 23 日)において、平成 28 年度実施施策に係る政策評価書及び平成 29 年度実施施策に係る事前分析表を決定し、当該評価書を総務大臣に送付の上、原子力規制委員会ホームページに公表した。また、平成 28 年度実施施策に係る政策評価の結果の政策への反映状況及び平成 29 年度実施施策に関する事後評価等の実施計画を平成 29 年度第 75 回原子力規制委員会(平成 30 年3月 28 日)において決定した。さらに、平成 29 年度第2回政策評価懇談会(平成 30 年1月 16 日)において、原子力規制委員会5年間の主な取組を振り返りつつ、平成 29 年度実施施策の事後評価に向けた有識者との意見交換を行った。

なお、平成 29 年度施策においても引き続きマネジメントシステムとの連携をより一層に図り、PDCA サイクルとして統合的に運用している。

《IRRS 及び IPPAS の指摘への対応等》

平成 28 年度に引き続き、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会(以下「炉安審・燃安審」という。)が、原子力規制委員会からの指示を受け、IRRS 報告書の勧告・提言に加え、IRRS 受入れに当たり実施した自己評価での課題を含め、検査と執行、放射線源規制・放射線防護や人材育成・確保等の 31 課題(以下「IRRS で明らかになった課題」という。)の取組状況のフォローアップを行った。また、炉安審・燃安審は平成 29 年度の審議において、IRRS ミッションからくみ取るべき事項として、原子力安全文化の醸成、規制組織におけるマネジメントとリーダーシップ、人材発掘・育成等の統合的マネジメントを盛り込んだ「IRRS ミッションへの今後の対応について」を取りまとめ、原子力規制庁が平成 29 年度第 37 回原子力規制委員会(平成 29 年9月 13

日)でその報告を行った。

加えて、原子力規制委員会は、IRRS 報告書の勧告・提言に対する対応状況等をレビューする「IRRS フォローアップミッション」を平成 31 年の夏以降に受け入れるべく、平成 29 年 8 月に IAEA に対し実施を要請し、IAEA から了解を得た。さらに、原子力規制委員会は、IRRS フォローアップミッションを実施する際に、参加の意向を有する関係省庁と協力して陸上における放射性物質等の輸送に関する規制に対する評価も併せて受けられるよう IAEA に対し要請した。

また、平成 28 年度第 53 回原子力規制委員会(平成 29 年 1 月 11 日)で受け入れを決定したことから、我が国として、IAEA に対して「IPPAS フォローアップミッション」の実施を要請していたところ、IAEA からは、平成 30 年秋を目途に同ミッションを実施する用意がある旨の回答があった。その受入れに向けて、IAEA 及び関係省庁と調整しつつ準備を進めている。

さらに、原子力規制委員会委員長及び委員等は、平成 29 年度中随時に、天野 IAEA 事務局長、マグウッド OECD/NEA 事務局長をはじめとする国際機関及び海外規制機関の関係者や国際アドバイザーと意見交換を行った。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

【平成 30 年度に講じた主な措置】

《マネジメントシステムの本格的な運用と改善》

原子力規制委員会は、平成 28 年度に受け入れた IRRS ミッションによる勧告等を踏まえて策定した「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」に基づき、原子力規制機関自身のマネジメントシステムの継続的改善を進めている。平成 30 年度には、業務マニュアル等のマネジメント関連文書の体系的な整理を進めている。また、原子力規制委員会マネジメント規程に基づくマネジメントレビューと政策評価法に基づく政策評価制度を統合した PDCA の効率的な運用や EBPM(根拠に基づく政策立案)の視点を踏まえた検討を継続している。

さらに、原子力規制委員会は、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、「原子力規制委員会の組織理念」、「原子力安全文化に関する宣言」、「核セキュリティ文化に関する行動指針」、「原子力規制委員会第 1 期中期目標」、「原子力規制委員会平成 29 年度重点計画」等に沿って業務を実施し、平成 30 年度第 61 回原子力規制委員会(平成 31 年 2 月 20 日)において、平成 30 年度重点計画の施策の進捗状況の

評価・次年度の取組の方向性に係る審議を行った。この審議を経て、平成 30 年度重点計画の評価、次年度の課題・方向性等を踏まえた「原子力規制委員会平成 31 年度重点計画」を平成 30 年度第 68 回原子力規制委員会(平成 31 年3月 27 日)において決定した。また、平成 30 年度の内部監査については、4部署及び1テーマに対して実施し、情報共有空間の利用・管理に関する体制及びルール整備の進捗等の改善につながる勧告・提言を行った。

政策評価法に基づく原子力規制委員会の政策評価については、平成 29 年度実施施策の事後評価及び平成 30 年度実施施策の事前分析を行い、平成 30 年度第 24 回原子力規制委員会(平成 30 年8月 29 日)において、平成 29 年度実施施策に係る政策評価書及び平成 30 年度実施施策に係る事前分析表を決定し、当該評価書を総務大臣に送付の上、原子力規制委員会ホームページに公表した。また、平成 30 年度実施施策に関する事後評価等の実施計画を平成 30 年度第 54 回原子力規制委員会(平成 31 年1月 23 日)において、平成 30 年度実施政策に係る政策評価の結果の政策への反映状況を平成 30 年度第 68 回原子力規制委員会(平成 31 年3月 27 日)において、それぞれ決定した。

《IRRS 及び IPPAS ミッションからの指摘への対応等》

原子力規制庁は、原子力規制委員会からの指示を受け、IRRS ミッション報告書の勧告・提言で示された課題や、IRRS 受入れに当たり原子力規制委員会が実施した自己評価で示した課題を含め、検査、執行、放射線源規制・放射線防護、人材の育成・確保等の 31 課題(以下「IRRS で明らかになった課題」という。)を整理した。また、平成 29 年4月には、これらの課題への対応を含む、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 15 号。以下「炉規法等改正法」という。)が公布された。政府においては、個々の課題への対応を進めるため、平成 30 年度に、平成 29 年度に引き続き、法の段階的な施行に併せて、関連する政令、規則等の改正を順次実施するとともに、必要な検討を継続した。

さらに、原子力規制委員会から、原子炉安全専門審査会(以下「炉安審」という。)及び核燃料安全専門審査会(以下「燃安審」という。)に対し、IRRS で明らかになった課題に対する同委員会の取組状況の評価や助言を行うよう指示された。これを受けて、炉安審・燃安審では、平成 30 年度においても、原子力規制庁からの報告を受けて、同委員会の取組状況についての審議が行われた。

加えて、原子力規制委員会は、平成 28 年1月に受け入れた IRRS ミッション報告書の勧告・提言に対するフォローアップミッションを令和元年の夏以降の適切な時期に受け入れるため、平成 29 年8月に、IAEA に対して IRRS フォローアップミッションの実施要請文書を発出し、了承された。原子力規制委員会は、同フォローアップミッションの実施に際し、参加の意向を有する関係省庁と協力し、放射性物質等の輸送に関する規制に対する評価を新たに実施することを IAEA に要請し、平成 30 年4月に了承を得た。平成 30 年度においては、フォローアップミッションの受入れに向け、IAEA 事務局との間で必要な調整を行うとともに、IAEA の主催する放射性物質輸送に係るワークショップを受け入れ、勧告・提言等への対応状況及び新規評価項目の自己評価を実施するなどの活動を継続している。

平成 26 年度に政府が受け入れた IAEA の IPPAS ミッションで示された勧告事項や助言事項への対応状況等の確認を受けるため、政府は平成 30 年 11 月 26 日から約 2週間にわたり IPPAS フォローアップミッションを受け入れた。同フォローアップミッション最終日に提示された報告書案では、「前回のミッション以降、日本の核セキュリティ体制には顕著な改善がみられる。その体制は、強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものである。」との見解が示された。

さらに、原子力規制委員会委員長及び委員等は、平成 30 年度に、随時、原子力規制国際アドバイザーや、国際機関及び海外規制機関の関係者との意見交換を行った。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

【令和元年度に講じた主な措置】

《マネジメントシステムの運用と改善》

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会マネジメント規程」、「原子力安全文化に関する宣言」及び「核セキュリティ文化に関する行動指針」に基づき、原子力規制委員会第1期中期目標(平成 27 年4月から令和2年3月まで)、原子力規制委員会令和元年度重点計画等に沿って各業務を実施した。マネジメントシステム内部監査については、部署別監査及びテーマ別監査を実施し、業務量が多い部署に対し、管理的な業務の改善に資する勧告・提言を行った。なお、内部監査機能の強化に資するよう、原子力規制委員会職員等からの通報があった場合には、第三者からなる「原子力規制委員会職員等からの通報等に係る有識者会合」を開催することとしているが、令和元年度において、原子力規制委員会職員等からの通報は0件であった。

また、令和元年度第 49 回原子力規制委員会(令和元年 12 月 18 日)において、平成 28 年に受け入れた IRRS の指摘を踏まえ、規則及びガイドを定期的に見直す旨の規定を原子力規制委員会マネジメント規程に追加するとともに、最新の IAEA 基準の要素の取り入れ、マネジメントと行政通則法令等との関係の明示等も含め、同規程の全部改正を行った。

さらに、令和元年度第 61 回原子力規制委員会(令和2年2月5日)において、原子力規制委員会第1期中期目標に係る取組を踏まえた上で、確実かつ継続的に実施する活動に関する目標に加えて、新たな取組や 10～20 年後も見据え、次年度からの5年間で備えるべきことに関する目標を盛り込んだ原子力規制委員会第2期中期目標(令和2年4月から令和7年3月まで)を策定した。

加えて、EBPM(Evidence Based Policy Making:根拠に基づく政策立案)に関する取組として、行政事業レビューにおいて、ロジックモデルの活用拡大を図った。

《IRRS フォローアップミッションの受入れ》

平成 28 年の IRRS ミッションからの勧告・提言等に対する取組状況について改めて評価を受ける IRRS フォローアップミッションを、令和2年1月に受け入れた。

IRRS フォローアップミッションの受入れに先立ち、原子力規制委員会は、追加的に放射性物質の陸上輸送規制に関しても評価を受けることとした上で、平成 28 年の IRRS ミッションの勧告・提言等に対する原子力規制委員会の取組や、放射性物質陸上輸送に係る IAEA 安全基準への適合状況を自ら評価し、累次にわたる原子力規制委員会での審議を経て、自己評価書を取りまとめ、IAEA 事務局に提出した。

なお、自己評価書の取りまとめに際しては、原子力規制委員会の指示を受けて、原子炉安全専門審査会(以下「炉安審」という。)及び核燃料安全専門審査会(以下「燃安審」という。)において、平成 28 年の IRRS ミッションで明らかになった課題に対する原子力規制委員会の取組状況の評価や助言が行われた。

IRRS フォローアップミッションの結果、平成 28 年の IRRS ミッションで受けた 13 の勧告と 13 の提言のうち、新検査制度の導入などにより 10 の勧告と 12 の提言について対応が完了するなど、大きな進展があったことが確認された。統合マネジメントシステムなどについては、今後も取組を継続することとされた。

原子力規制委員会では、引き続き取り組むべき課題や、IRRS フォローアップミッションの実施を経て明らかとなった課題について、対応策を検討し、その実行に取り組むこととしている。

《IPPAS フォローアップミッション報告書の受領》

政府は、平成 26 年度に受け入れた IAEA の IPPAS ミッションで示された勧告事項や助言事項への対応状況等の確認を受けるため、平成 30 年度に IPPAS フォローアップミッションを受け入れ、平成 31 年4月に報告書を受領した。報告書では「前回のミッション以降、日本の核セキュリティ体制に顕著な改善がみられる。その体制は、強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものである。」との見解が示された。また、IPPAS フォローアップミッション報告書における勧告事項等への対応状況について、令和元年度第 48 回原子力規制委員会(令和元年 12 月 16 日)に報告を行った。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

【令和2年度に講じた主な措置】

《マネジメントシステムの運用と改善》

これまで、平成 28 年に受け入れた IRRS ミッションの指摘を踏まえて策定した、「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」(平成 28 年度第 45 回原子力規制委員会(平成 28 年 11 月 22 日)決定)に基づき、原子力規制委員会自身のマネジメントシステムの継続的改善を進めてきた。

令和2年度は、新たな取組として、「原子力規制委員会第2期中期 標」(令和元年度第 61 回原子力規制委員会(令和2年2月5日)決定)や令和2年1月に受け入れた IRRS フォローアップミッションの指摘なども踏まえ、マネジメントシステムの継続的改善を図るとともに、原子力安全文化を育成・維持することを目的として、「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」(令和2年度第 16 回原子力規制委員会(令和2年7月 15 日)決定)を新たに策定し、同行動計画に基づく取組を開始した。具体的には、原子力規制委員会の所掌事務を網羅する主要プロセスを策定し、主要プロセスごとのマニュアルの作成を開始するとともに、原子力安全文化を育成・維持することを目的として、委員と職員との対話、職員へのアンケート調査やインタビューなどを実施している。

マネジメントシステムの運用としては、改正した「原子力規制委員会マネジメント規程」(令和元年度第 49 回原子力規制委員会(令和元年 12 月 18 日)決定)に基づき、マネジメントシステム内部監査、マネジメントレビュー、要改善事項の管理等を実施した。

マネジメントシステム内部監査については、4つの部署に対して監査を実施し、良好事例を3件抽出した。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)